

令和8年度 スクールソーシャルワーカー採用候補者試験募集要項

令和8年2月
高槻市教育委員会

高槻市教育委員会は、市立小中学校で児童生徒の抱える多様な問題を解決するために、社会福祉士等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー総括主任（月額制会計年度任用職員）を募集しています。採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

受付期間：令和8年3月2日（月）～令和9年1月31日（日）期間中随時受付

※募集定員満了次第終了

試験日：申込受付後、個別に相談

1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格 それぞれ下記の条件を同時に満たす人
スクールソーシャルワーカー（総括主任）	1名	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する者・任用時において、スクールソーシャルワーカーとしての経験（他の自治体や学校教育に係る同等の職務内容の職種での経験を含む）を5年以上有する者・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 任用について

（1）任用期間

1年以内とし、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）は超えないものとします。

※ 採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

（2）その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条抜粋

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1)任用期間	<p>最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、おおむね令和8年4月1日以降に勤務していただく予定です。</p> <p>※試験が月下旬の場合は翌々月1日以降となる場合があります。</p> <p>※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。</p> <p>※任用期間は1年以内です。業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。</p>
(2)勤務地	<p>高槻市教育委員会事務局教育指導課（高槻市総合センター10階）</p> <p>その他、教育指導課長が指示する場所。</p>
(3)業務内容	<ul style="list-style-type: none"> * 学校、高槻市教育委員会、関係機関等とのコーディネート及び総括 * ケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング * スクールカウンセラーとの連携 * 高槻市教育委員会スクールソーシャルワーカーへの助言 * 高槻市立小学校及び中学校に勤務する教職員への助言 * 教職員研修等での講義、模擬ケース会議等の実施 * 高槻市教育委員会、大阪府教育委員会が主催する研修会等への参加 * その他、高槻市教育委員会が必要と認めるもの
(4)報酬	<p>高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。</p> <p>令和8年4月予定月額報酬 236,705円</p> <p>※報酬額は令和8年2月時点。また再度の任用を行う場合、昇給制度があります（最大4回）。</p> <p>※この他通勤費相当額（上限あり）、期末・勤勉手当等が支給されます。また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。</p> <p>【参考】期末手当年間2.525月分支給（支給は年2回、支給月数は採用日による）</p> <p>勤勉手当年間2.125月分支給（支給は年2回、支給月数は採用日による）</p>
(5)社会保険	<p>厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。</p>
(6)災害補償	<p>公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。</p>
(7)勤務日	<p>月曜日から金曜日のうち4日を勤務日として、教育委員会と協議して勤務日を割り振ります。</p>
(8)勤務時間	<p>午前9時から午後5時。週29時間勤務（1日7時間15分勤務）休憩45分</p> <p>※時間外勤務を命じる場合があります。</p>
(9)休日	<p>土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。</p>
(10)休暇	<p>年次有給休暇のほか、夏季休暇、忌引休暇などの制度があります。</p>
(11)服務	<p>会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）</p>

4 試験の申込手続き（インターネット申込、直接持参、郵送申込のいずれか）

(1) インターネット申込の場合

受付期間	令和8年3月2日(月)8時45分～令和9年1月31日(日)17時15分まで ※募集定員満了次第終了
事前にご準備いただくもの	<p>①パソコンまたはスマートフォン、タブレット</p> <p>②本人のメールアドレス 「city.takatsuki.osaka.jp」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。</p> <p>③本人の顔写真のデータ ・概ね縦4×横3比率で直近3か月以内に撮影したもので、背景無地・上半身・正面向き・無帽で本人と確認できるもの。 ・登録可能なファイル形式は画像（jpeg/png/gif/jpg）のみです。 ・登録可能なファイルサイズは最大3MBです。 ・スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。</p> <p>④免許証または資格証のデータ ・登録可能なファイル形式は画像（jpeg/png/gif/jpg）のみです。 ・登録可能なファイルサイズは最大3MBです。</p> <p>⑤受験票を印刷するためのプリンタ ・プリンタがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービスをご利用ください。</p>
申込手順	<p>①高槻市ホームページ職員採用の会計年度任用職員（月額制）のスクールソーシャルワーカー採用候補者試験のページから、申込専用サイトへ接続し、受験者情報を入力してください。</p> <p>②申込受付後に、受験票の発行についてメールで連絡します。</p>

(2) 窓口に直接持参する場合

受付期間	令和8年3月2日(月)～令和9年1月29日(金)の執務時間内（午前8時45分～午後5時15分） ※土曜日・日曜日・祝日を除く ※募集定員満了次第終了
提出書類	<p>①別紙「試験申込書」</p> <p>②別紙「受験票」</p> <p>③免許証または資格証の写し</p> <p>※①②には同一の写真（裏面に氏名記入）を貼付してください。 ※受理した提出書類は、一切お返しできません。</p>
申込先	高槻市総合センター10階 教育指導課

(3) 郵送申し込みする場合

受付期間	令和8年3月2日(月)～令和9年1月29日(金) <消印有効> ※募集定員満了次第終了
提出書類	(2) 窓口に直接持参する場合と同じ
申込先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市教育委員会事務局教育指導課宛 ※簡易書留郵便で送付してください。

5 受験における配慮について

身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込時にお知らせください。

6 試験日時等

日 時	申込受付後、個別に相談
試験内容	論文及び面接による選考
試験会場	高槻市総合センターまたは高槻市役所本館
持 物	受験票、鉛筆（またはシャープペンシル）HB 3本程度、消しゴム

7 合格発表

採用試験の結果により可否を判定し、後日選考結果を送付します。

8 その他注意事項

- (1) 本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。
- (2) 申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (3) 試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- (4) 過去の試験問題を市役所本館1階行政資料コーナーにて公表しています。ただし、試験の出題内容等は毎年度変更しています。参考としてご覧ください。
- (5) この募集要項、申込用紙等は、市ホームページからもダウンロードできます。
- (6) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

9 問合せ先

高槻市教育委員会事務局教育指導課（高槻市総合センター10階）
〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 TEL：072-674-7631